

平成29年(2017年)2月8日  
長野県総務部行政改革課  
(課長)井出英治 (担当)柴 潤一  
電 話 026-235-7029 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線2554  
F A X 026-235-7030  
E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

## 平成29年4月組織改正について

地域課題に対する現地機関の対応強化、コンプライアンスの推進、全国都市緑化信州フェアの開催準備など、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、平成29年4月に組織改正を行います。

### 1 地域振興局の設置

- ・地域で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に課題解決に当たる組織として、「地域振興局」(10局)を設置します。

【現行】

【平成29年4月】

(新設)

地域振興局(10局)

- ・佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信
- ・総務管理課
- ・企画振興課
- ・環境課
- ・農政課
- ・農地整備課
- ・林務課
- ・商工観光課

### 2 現地機関の見直し

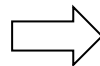
#### (1) 地方事務所の廃止

- ・地域振興局の設置に伴い、「地方事務所」(10所)を廃止します。

【現行】

【平成29年4月】

地方事務所(10所)



(廃止)

- ・地域政策課
- ・税務課
- ・環境課
- ・農政課
- ・農地整備課
- ・林務課
- ・商工観光課(木曾、北安曇除く)
- ・商工観光建築課(木曾、北安曇)
- ・建築課(木曾、北安曇除く)

## (2) 県税事務所の設置

- ・全県的な共通性、専門性が求められる税務業務を独立して行うため、「県税事務所」(10所)を設置します。なお、平成30年4月から、課税機能を4所に集約し、6所は付置機関とします。

### 【現行】

地方事務所税務課 (10所)

佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、  
木曾、松本、北安曇、長野、北信

### 【平成29年4月】

(廃止)

(新設)

県税事務所 (10所)

東信県税事務所  
東信県税事務所上田事務所  
南信県税事務所諏訪事務所  
南信県税事務所  
南信県税事務所飯田事務所  
中信県税事務所木曾事務所  
中信県税事務所  
中信県税事務所大町事務所  
総合県税事務所  
総合県税事務所北信事務所

### 【平成30年4月】

総合県税事務所

総合県税事務所北信事務所

東信県税事務所

東信県税事務所上田事務所

南信県税事務所

南信県税事務所諏訪事務所

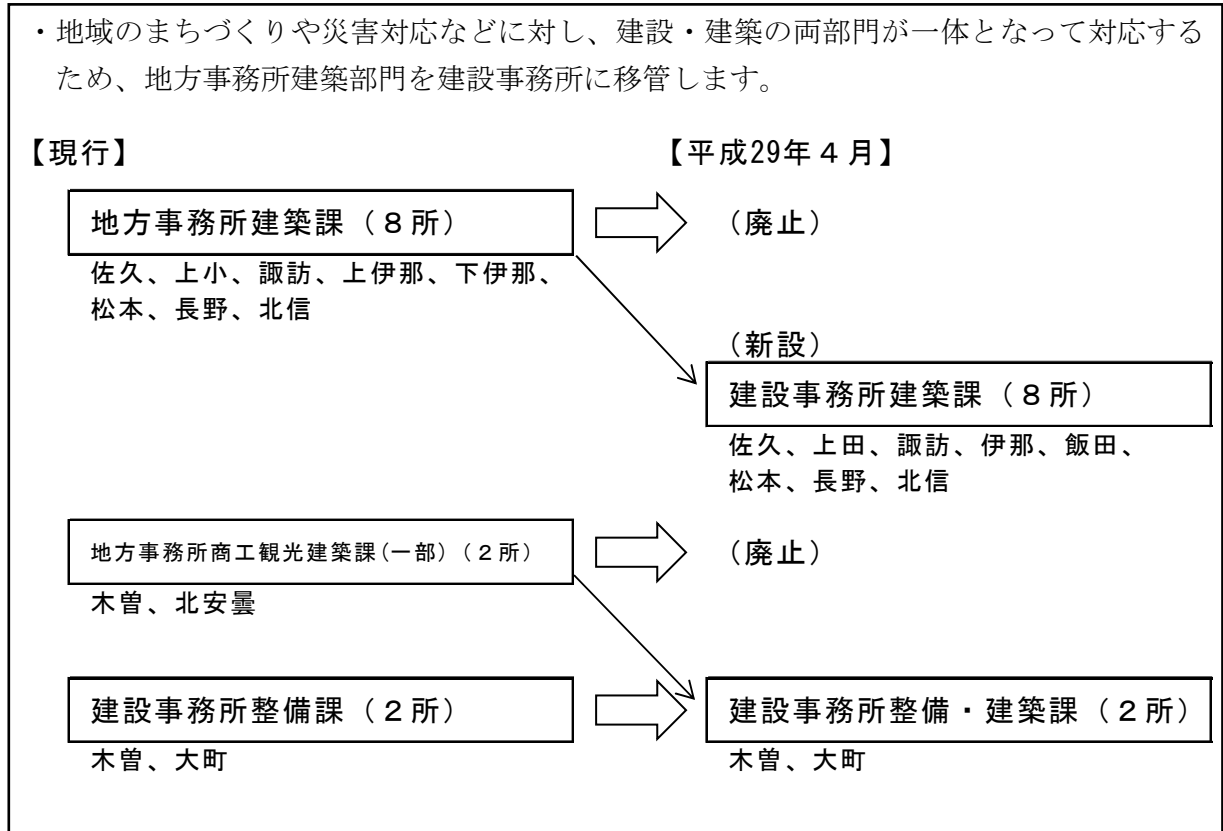
南信県税事務所飯田事務所

中信県税事務所

中信県税事務所木曾事務所

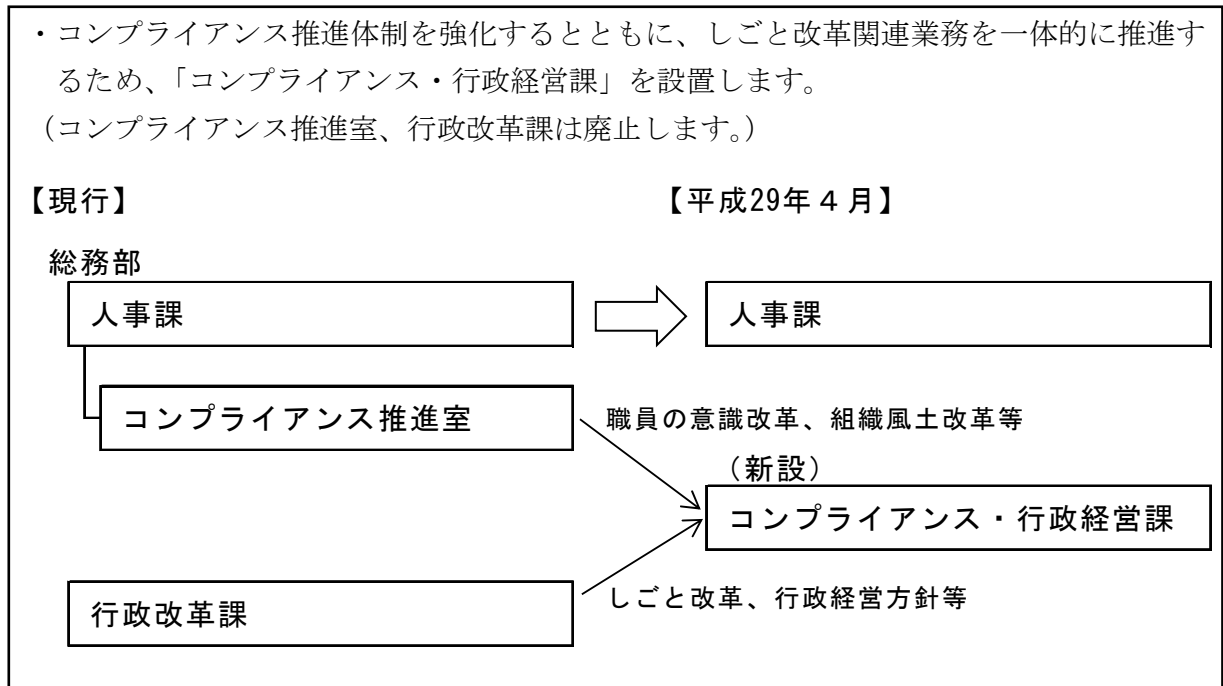
中信県税事務所大町事務所

### (3) 地方事務所建築部門の移管

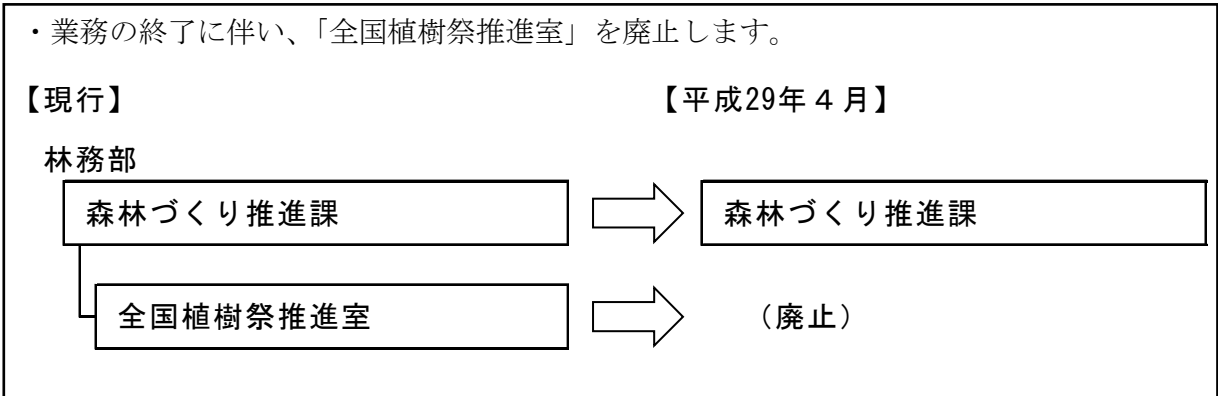


## 3 本庁組織の見直し

### (1) コンプライアンス推進体制の強化、しごと改革関連業務の一元化



(2) 全国植樹祭推進室の廃止



(3) 全国都市緑化信州フェアの開催準備

